

理由書

南部産業拠点(酒井地区)については、小田急小田原線愛甲石田駅から東に約1.2kmに位置し、地区近隣には東名高速道路及び新東名高速道路のインターチェンジが開設されており、また、地区の南側約2.0kmの地点には、「かながわ都市マスタープラン(令和3年3月)」の県土・都市像における南のゲートとして、環境共生モデル都市ツインシティが計画されています。

このように、本地区周辺は、交通利便性の非常に高い地域となっていることから、「厚木市都市計画マスタープラン(令和3年3月)」において、産業機能の集積を目的とした本市の南の玄関口となる「南部産業拠点」に位置付け、周辺の住環境や農業と調和した産業系の市街地を形成することとしています。

こうした中、令和元年9月には、本地区を市街化区域に編入するとともに、組合施行による土地区画整理事業を実施し工業地としての市街地形成を図るため、厚木市酒井土地区画整理事業の都市計画の決定を行いました。

この度、土地区画整理事業の進捗に伴い、より詳細な土地利用計画が定まったことから、地区的特性に応じた適正な土地利用の誘導を図るため、土地区画整理事業を変更するものです。